

KUROBEアクアフェアリーズ富山とアランマーレ富山との事業連携協定書  
(TOYAMA TOPSPORTS SISTERS)

KUROBEアクアフェアリーズ富山（以下「甲」という。）とアランマーレ富山（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、富山県のスポーツトップリーグに所属する甲及び乙が密接に相互支援・協力することにより、活力あふれる「元気な富山」の実現を目指すとともに、相互により一層の充実と発展を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について取り組むものとする。

- （1）両チーム（選手・関係者）の交流促進
- （2）ファン同士の交流促進
- （3）ジュニア世代の交流
- （4）チームキャラクターの交流
- （5）両チームの共通のスポンサー企業へのイベント参加
- （6）イベント及びプログラムの共同開催
- （7）宣伝及び広報活動の連携
- （8）その他本協定の趣旨に基づく事業の実施に全面的に携わること

（実施）

第3条 前条の実施方法、時期や頻度の詳細については、都度、相手方に事前申し込みをし、その中で個別に定めるものとする。

（必要費費用および報酬）

第4条 第1条の連携協力事項を実施するにあたり必要な費用が生じる場合は、都度、その実費を甲乙のいずれが負担するかを事前に協議する。

2 本協定の連携協力は無報酬とする。

（事業の広報）

第5条 甲及び乙は、前条に基づく事業の実施に当たり、それぞれの広報媒体等を通じて積極的に広報するものとする。

（協定の解除）

第6条 甲または乙は、次のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- （1）本協定に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- （2）社会通念上の失墜行為及び相互の信用を毀損したとき。
- （3）本協定に関し、虚偽その他不正な行為が行われたとき。
- （4）第2条から第4条までの支援・協力を行わなかつたとき。

2 甲または乙は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、本協定を解除することができる。この場合において、損害を受けたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲、または乙が協議して定める。

3 甲または乙は、本協定を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により通知するものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲または乙は、本協定の履行に関し知り得た秘密情報及び個人情報を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。前項の規定は、有効期間満了後又は解除後においても同様とする。個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の規定を遵守する。

（疑義についての協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し、疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲または乙は誠意を持って協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月27日

甲 KUROBEアクアフェアリーズ富山

ゼネラルマネージャー

飯田 耕一（自署）

乙 アランマーレ富山

ゼネラルマネージャー

飯山 進（自署）